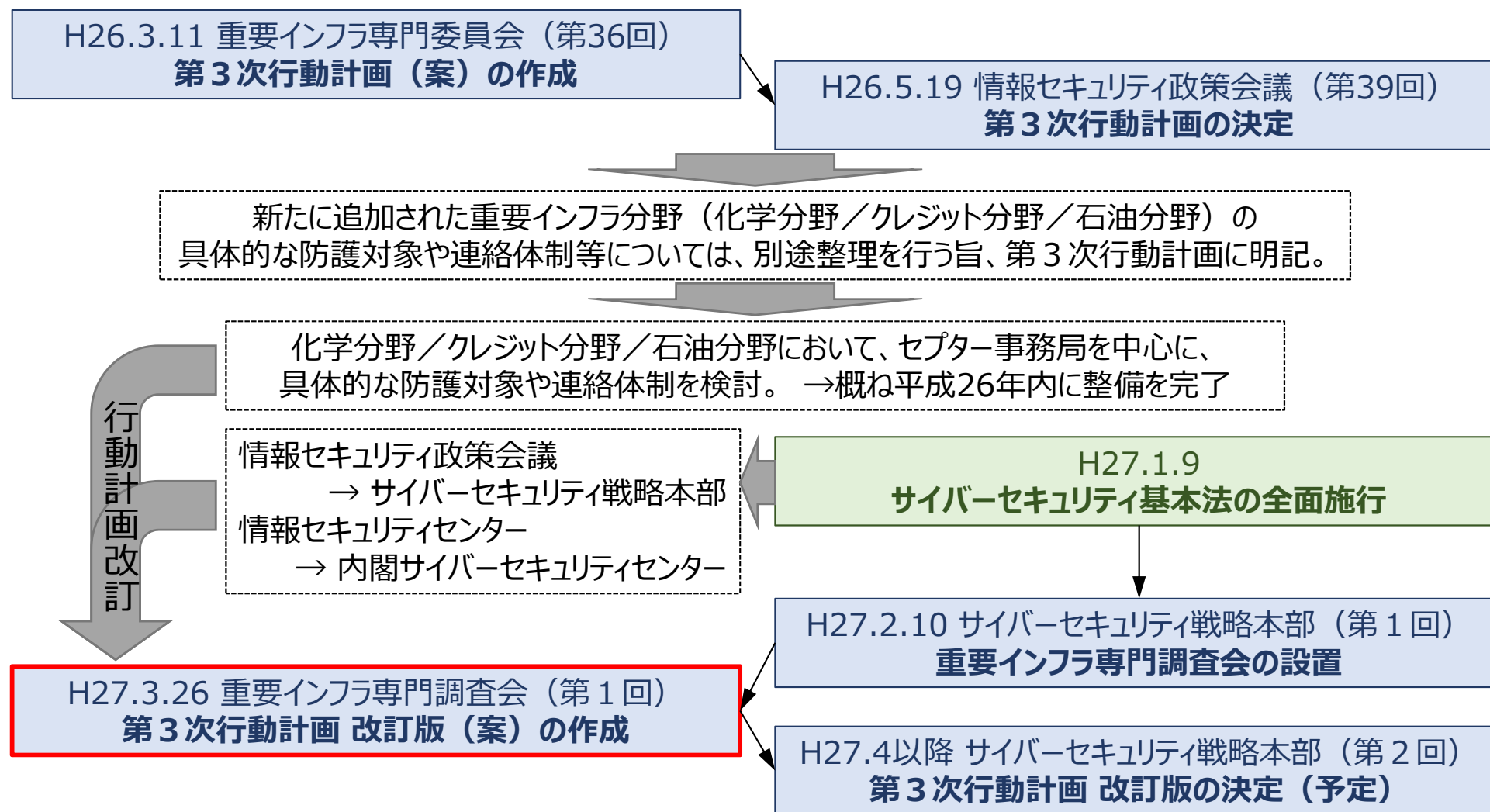


「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」（平成26年5月決定）について次の修正を実施。

- ① 重要インフラ分野として新たに追加された「化学」・「クレジット」・「石油」の各分野において、別途整理することとされていた防護対象や連絡体制等について、整理が完了したことから内容を追記。
- ② サイバーセキュリティ基本法の施行等に伴う組織変更による用語の修正を実施。

改訂の経緯



# (参考)「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」の改訂箇所

## ①組織変更に伴う修正内容

本文中の次の用語を必要に応じて修正。

- ✓ 情報セキュリティ政策会議 → サイバーセキュリティ戦略本部 (p41、p44、p60)
- ✓ 重要インフラ専門委員会 → 重要インフラ専門調査会 (p41、p44)
- ✓ 情報セキュリティセンター → 内閣サイバーセキュリティセンター (p1)

## ②追加3分野に関連する追記内容

### 別紙1 対象となる重要インフラ事業者等と重要システム例

重要インフラ分野	対象となる重要インフラ事業者等	対象となる重要システム例	IT障害やその影響の例
化学	・主要な石油化学事業者	・プラント制御システム	・プラントの停止 ・長期にわたる製品供給の停止
クレジット	・主要なクレジットカード会社等	・オーソリゼーションシステム等	・オーソリゼーションの停止
石油	・主要な石油精製・元売事業者	・受発注システム ・生産管理システム ・生産出荷システム等	・石油の供給の停止 ・製油所の安全運用に対する支障等

### 別紙2 重要インフラサービスとサービス維持レベル

重要インフラ分野	重要インフラサービス(手続きを含む)		サービス維持レベル	
	呼称	サービス(手続きを含む)の説明(関連する法令)	対象・水準	備考
化学	・石油化学工業	・石油化学製品の製造、加工及び売買	・ITの不具合により、石油化学製品の供給に著しく重大な支障が生じないこと	
クレジット	・オーソリゼーション	・包括信用購入あっせん等における利用時の承認(割賦販売法第2条第3項第1号及び第2号並びに第35条の16第2項)	・ITの機能不全等により、オーソリゼーションの遅延、不正使用等が行われないこと	
石油	・石油の供給	・石油の輸入、精製、物流販売	・ITの不具合により、石油の供給の確保に支障が生じないこと	

### 別紙5 IT障害発生時における連絡体制等

重要インフラ分野	既存の連絡体制	IT障害発生時における緊急時の連絡体制
化学	(1) 重要インフラ事業者等→政府 ・関係諸法令に基づく、所管及び関係官庁への報告等 (2) 政府→重要インフラ事業者等	(1) 重要インフラ事業者等→政府 ・既存の連絡体制を活用して実施 ・化学CEPTOARの連絡体制を活用して実施 (2) 政府→重要インフラ事業者等 ・化学CEPTOARの連絡体制を活用して実施
クレジット	(1) 重要インフラ事業者等→政府 ・関係諸法令に基づく、所管及び関係官庁への報告等 (2) 政府→重要インフラ事業者等 ・業界内情報共有等	(1) 重要インフラ事業者等→政府 ・関係諸法令に基づく、所管及び関係官庁への報告等 (2) 政府→重要インフラ事業者等 ・クレジットCEPTOARの連絡体制を活用して実施
石油	(1) 重要インフラ事業者等→政府 ・関係諸法令に基づく、所管及び関係官庁への報告等 (2) 政府→重要インフラ事業者等 ・業界内情報共有等	(1) 重要インフラ事業者等→政府 ・石油CEPTOARの連絡体制を活用して実施 (2) 政府→重要インフラ事業者等 ・石油CEPTOARの連絡体制を活用して実施